

令和7年度申請者用

大学院医学系研究科博士後期課程

保健学専攻

学位申請の手引き

学位の種類：博士（保健学）

山口大学大学院医学系研究科

保健学専攻

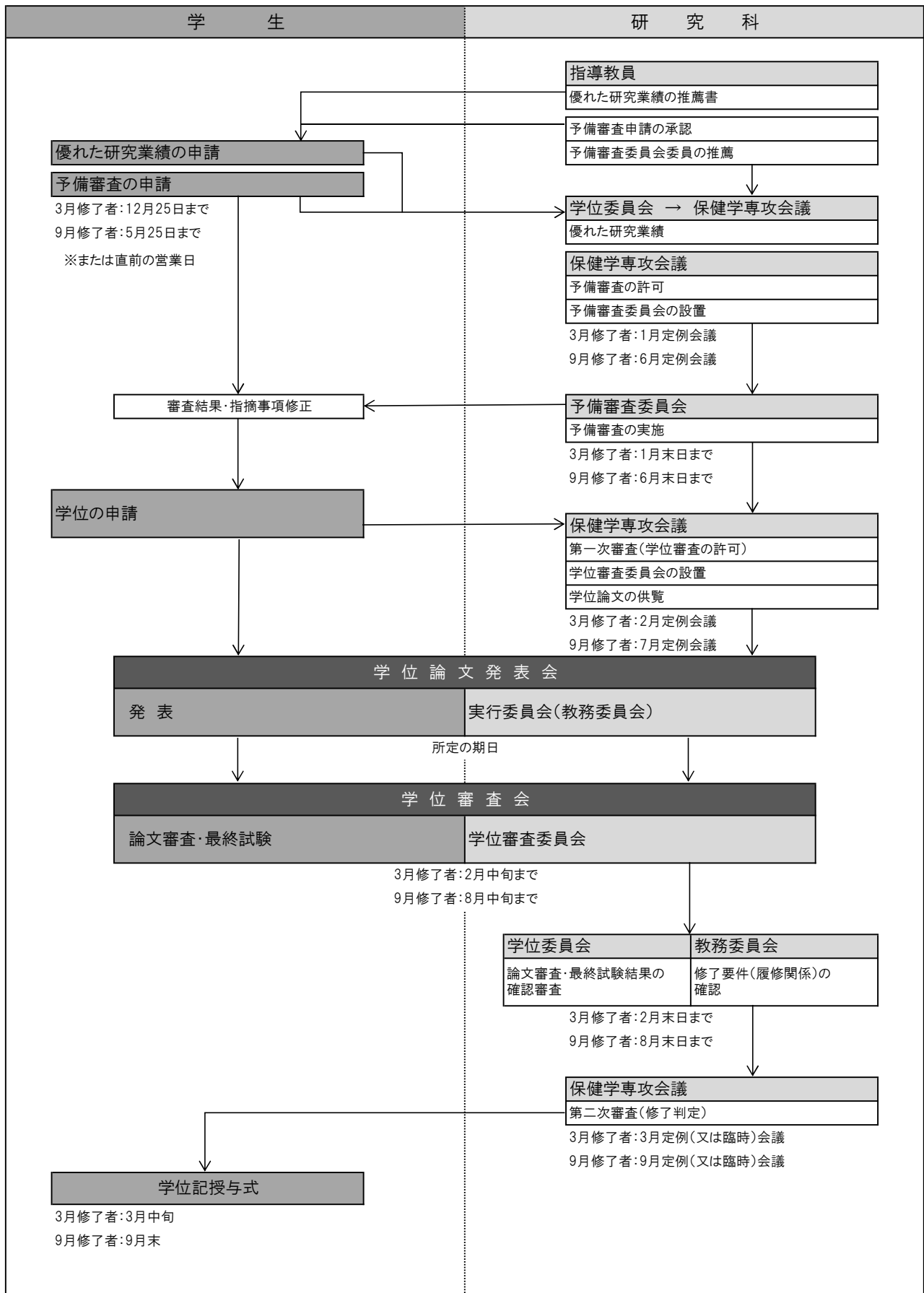
（山口大学大学院医学系研究科のホームページから「学位申請」をご確認ください）

目 次

I. 学位審査（博士）概略図	・ ・ ・ ・ ・ 1
II. 申請	・ ・ ・ ・ ・ 2
＜予備審査＞	
1. 予備審査申請の期日	
2. 予備審査申請書類	
3. 予備審査の結果	
＜学位審査（本審査）＞	
1. 学位申請の期日	
2. 学位審査申請書類	
3. 学位論文発表会，最終試験	
4. 修了判定及び学位授与	
＜共通事項＞	
1. 提出先等	
2. 学位論文の内容を特許出願することについて	
3. 個人情報保護について	
4. 学位論文の公表について	
5. 学位申請に関する問合せ先	
III. 申請書類の作成上の留意点	・ ・ ・ ・ ・ 6
1. 申請書類作成の留意点	
2. 製本の留意点	
IV. 博士学位論文審査基準	・ ・ ・ ・ ・ 12
関連規則	
1. 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の 学位授与に関する細則	・ ・ ・ ・ ・ 13
2. 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の 学位授与に関する細則の申合せ	・ ・ ・ ・ ・ 17
3. 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻の 学位論文発表会の開催に関する取扱い	・ ・ ・ ・ ・ 22
各様式	・ ・ ・ ・ ・ 24

I. 学位審査（博士）概略図

【医学系研究科保健学専攻博士後期課程】



Ⅱ. 申請

学位授与に関する細則（12～14p）及び同申合せ（15～19p）を確認の上、申請手続を行ってください。

<予備審査>

予備審査（第1次審査）の申請をするためには、次の条件が整っていることを確認してください。

- ① 学位論文の関連論文が掲載予定又は掲載済である。
（査読中の段階でも予備審査の申請はできます。）
- ② 修了に必要な単位を修得済又は修得予定
- ③ 授業料の納付済又は2月末（9月修了予定者は、7月末）までに納付
特に、②の単位については、学務課で確認してください。

※関連論文についてはP16 細則の申し合わせ第6をよく確認してください。

その他の論文についてはP17 細則の申し合わせ第8をよく確認してください。

1. 予備審査申請の期日

- ・ 博士後期課程3年次学生

3年次の12月25日まで（9月修了者は、3年次の5月25日まで）

- ・ 博士後期課程2年次学生（優れた研究業績による場合のみ）

2年次の12月1日から12月25日まで（9月修了者は、5月1日～5月25日）

※いずれもその日が休日の場合は、その直前の勤務日まで。（以下期日の取扱いは同じ。）

2. 予備審査申請書類

- ・ 予備審査に必要な書類は、□に掲げる書類です。
- ・ 予備審査申請前に、申請書類の内容を確認しますので、各1部提出してください。
- ・ 学位論文の関連論文とその他の論文については、論文目録の記載内容の確認のため、記載した論文すべてを1部提出してください。
- ・ 履歴書については、予備審査申請時に提出する必要はありませんが、予備審査申請書類の確認時に原稿を提出してください。事前に確認します。
- ・ 優れた研究業績として申請する場合は、「優れた研究業績について」も提出する必要があります。

（優れた研究業績の時）

☐ 予備審査申請書（様式1号）	1部	（1部）
☐ 論文目録（様式2号）	5部	（10部）
☐ 学位論文	5部	（10部）
☐ 学位論文の関連論文（学位論文の基になった論文）	5部	（10部）
☐ 学位論文の要旨（様式3号）	5部	（10部）

- | | | |
|---|----------------|--------|
| ☐ 学位審査委員の推薦について | 別紙様式 | 同左 |
| ☐ 博士後期課程の優れた研究業績について | — | (別紙様式) |
| ☐ その他の論文 | 記載事項確認のため 1 部) | |

なお、主査・副査が3名を超える場合、「論文目録」、「学位論文の要旨」は超えた人数分の部数を追加して提出してください。

3. 予備審査の結果

予備審査委員3名の予備審査の後、申請者へ連絡しますので、学位審査（本審査）の申請期日までに学位申請してください。2月開催保健学専攻会議（9月修了者は7月開催保健学専攻会議）で、学位審査の許可が審議されます。（第1次審査）

<学位審査（本審査）>

学位申請をするためには、次の条件が整っていることを再確認をしてください。

- ① 学位論文の関連論文が掲載予定（アクセプト済み）又は掲載済である。
- ② 修了に必要な単位を修得済又は修得予定
- ② 授業料の納付済又は2月末（9月修了予定者は、7月末）までに納付

1. 学位申請の期日

3月修了者は1月28日、9月修了者は6月27日とする。
当該日が土日ならびに祝日の場合は、直前の平日とする。

2. 学位審査申請書類

次の書類を揃え学位申請してください。

- | | |
|---|-----|
| ☐ 学位申請書（様式4号） | 1 部 |
| ☐ 論文目録（様式2号） | 5 部 |
| ☐ 学位論文（A4版横書） | 5 部 |
| ☐ 学位論文の関連論文 | 5 部 |
| ☐ 学位論文の要旨（A4版1枚）（様式3号） | 5 部 |
| ☐ その他の論文 | 5 部 |
| ☐ 履歴書（様式5号） | 5 部 |
| ☐ 承諾書（学位論文の関連論文が共著の場合）（様式6号） | 1 部 |
| ☐ 理由書（学位論文の関連論文の共著者が10名を越えた場合） | 1 部 |

なお、主査・副査が3名を超える場合、「論文目録」、「学位論文」、「学位論文の要旨」及び「その他の論文」は超えた人数分の部数を追加して提出してください。

3. 学位論文発表会，最終試験

学位論文発表会，最終試験については，別途通知があります。

学位論文発表会での発表は，口頭で行うことになっています。

4. 学位審査委員会の審査結果通知及び不服の申し立てについて

(P15 学位授与に関する細則 14 条参照)

学位審査委員会の審査結果が不合格の場合は不合格の理由を含む審査結果内容を学位申請者に通知します。学位審査委員会の審査結果に不服がある場合は、学位審査委員会の結果通知の翌日までにその意思(不服内容等含む)を学務課に書面(任意)をもって提出してください。審査の上、必要と認めた場合は再審査を行う場合があります。

5. 修了判定及び学位授与

保健学専攻会議において，論文審査及び最終試験に合格し修了が認定された者に学位（博士（保健学））が授与されます。

学位授与は，修了式等において行われますが，学務課より別途連絡します。

< 共通事項 >

1. 提出先等

①書類は，医学部学務課へ提出してください。

②様式は，パソコン等で HP からダウンロードし，作成されて結構です。

2. 学位論文の内容を特許出願することについて

学位論文は，申請後，学位論文発表会でその内容を発表することになります。

特許出願を予定している場合や特許出願の可否を検討している場合は，「学位論文発表会の開催に関する取扱い」に定める配慮をすることになっています。

該当する方は，学位申請時に，その旨の書面を提出してください。(様式任意)

3. 個人情報保護について

学位申請書等の内容は，申請者の個人情報に該当しますので，慎重に取り扱います。

提出された書類は，審査及び学位記授与手続きに使用します。

学位授与された者の学位記番号，氏名，授与年月日等は，検索用として整理する他，各種調査等の依頼に対しては，個人を特定できない内容で外部へ提供します。

4. 学位論文の公表について

学位授与後，山口大学においては，博士学位論文を山口大学学術機関リポジトリ上で公開します。つきましては，学位論文審査及び最終試験に合格し修了が認定された後，「学位論

文公開についての同意書（博士）」および論文のデータ提出をお願いいたします。

5. 学位申請に関する問合せ先

〒755-8505 宇部市南小串 1－1－1

山口大学医学部学務課保健学科教務係

TEL 0836-22-2058 FAX 0836-22-2059

E-mail : me238@yamaguchi-u.ac.jp

Ⅲ. 申請書類の作成上の留意点

1. 申請書類作成の留意点

(1) 学位論文 A 4 縦 横書

学位論文は、学位論文の関連論文を基に、研究課題の内容及び結果等を十分に明らかにしたテーシス形式で作成して下さい。

論文表紙の作成見本を添付しています。

学位論文は、原則、和文で作成し、山口医学の様式に従ってください。

ただし、日本語を母語としない外国人留学生は、英語で作成することができるが、その場合 The Bulletin of the Yamaguchi Medical School の様式に従ってください。

(2) 論文目録（様式 2 号）

記載例を参考に作成してください。

その他の論文欄の記載順は、古い論文から記載してください。

(3) 学位論文の要旨（様式 3 号） A 4 縦 1 枚

使用する言語は、日本語です。題名が欧文の場合は、和訳を（ ）書して下さい。

(4) 学位論文の関連論文

学位論文の基になった論文です。

掲載予定の場合は、別刷に準じて申請者が作成してください。両面コピーの上、ホッチキスで左側 2 カ所を綴じてください。

アクセプトの手紙又は電子メールのコピーも添付する必要があります。

なお、予備審査申請では、アクセプト予定で申請可能ですが、学位申請では、アクセプトされていなければなりません。

(5) その他の論文

アクセプトされた段階の論文は、別刷に準じて申請者が作成してください。その際には、アクセプトされた旨の手紙又は電子メールのコピーを添付してください。

なるべく両面コピーの上、ホッチキスで左側 2 カ所を綴じてください。

(6) 履歴書（様式 5 号）

氏名、本籍、生年月日は、戸籍抄本等を確認の上、記入してください。

記載例を参考にして作成してください。

予備審査申請前の書類確認の時に、原稿を提出してください。事前に確認します。

(7) 承諾書

学位論文の関連論文が共著の場合、共著者全員の承諾が必要です。

(8) 学位審査委員の推薦 （別紙様式による。）

指導教員へ依頼して下さい。

(9) 優れた研究業績 （別紙様式による。）

優れた研究業績による申請の場合は、指導教員に作成を依頼してください。

(10) 理由書（様式任意）

学位論文の関連論文の共著者が10名を超える場合、指導教員が作成するものです。

2. 製本の留意点

(1) 予備審査申請時

論文目録及び学位論文の要旨は、次のように製本してください。

①論文目録

②学位論文の要旨

上記の順に重ね、左側2カ所をホッチキスで止める。

(2) 学位申請時

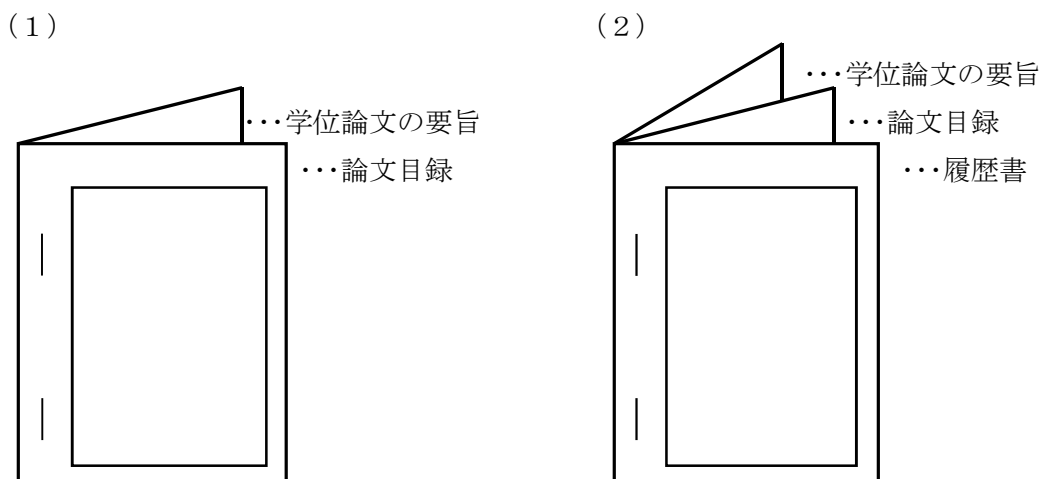
履歴書、論文目録及び学位論文の要旨は、次のように製本してください。

①履歴書

②論文目録

③学位論文の要旨

上記の順に重ね、左側2カ所をホッチキスで止める。



その他の論文は、論文目録に記載した論文の番号を表紙右肩に記載し、1部ずつ左側2カ所をホッチキスで止めてください。

《掲載予定証明書例》

※ この例はあくまでの一つの例ですので、各雑誌社等により様式は異なります。

証 明 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで投稿受理された下記論文は、△△△編集委員による査読、校閲の後加筆、修正されたものであり、△△△誌に掲載される予定であることを証明します

平成〇〇年〇〇月〇〇日

△△△誌編集委員会

投 稿 論 文 名 :

著 者 名 :

機 関 誌 名 :

掲 載 予 定 号 :

発 行 予 定 :

編 集 責 任 者 :

《学位論文の見本（表紙）》

〇〇〇〇〇〇の研究

学位申請者

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻

〇〇〇分野

〇 〇 〇 〇

作成要領

論文題目名を筆頭に記載する

欧文の場合は、和訳を（）書で記載する

論文目録

山口大学

報告番号	甲 第 号	氏 名	山口 太郎
学位論文 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ←題名 (○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○) ←和訳 学位論文の関連論文 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ←題名 (○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○) ←和訳 (著者 : <u>Taro Yamaguchi</u>, ○○○○○, ○○○○○, ○○○○○) Journal of ○○○ Vol.10 No.1 P.123-145 (2010 年 10 月掲載) その他の論文 1. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ←題名 (著者 : ○○○○, ○○○○, <u>Taro Yamaguchi</u>, ○○○○) International Journal of ○○○ Vol.20 No.2 P.234-250 (2009 年 9 月掲載) 2. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ←題名 (著者 : ○○○○, ○○○○, <u>山口太郎</u>, ○○○○) 日本○○学会雑誌 第 45 巻 第 5 号 100～110 頁 (平成 23 年 4 月掲載予定) ・ ・ ・ 作成要領 1. 学位論文, 関連論文及び他の論文は題名のみ記載し, 欧文の場合は () 内に和訳すること。 2. 共著の場合は全員を記載し, 自分の氏名に下線を引くこと。 3. 巻, 号及び頁は, 欧文の場合はそれぞれ Vol1.1, No.2, P.1～2 とすること。 4. 掲載 (予定) 年月については, () 内に記載し, 右側位置を揃えること。 5. 論文目録が 2 頁以上になる場合は, 2 頁以降は枠のみで結構です。			

履 歴 書

報告番号	甲 第 号		
氏 名	やまぐち たろう 山 口 太 郎	性別	男
生年月日	昭和 5 5 年 5 月 5 日 ※和暦（留学生は西暦）		
本 籍	山口県 ※都道府県（留学生は国籍）のみ		
現住所	山口県宇部市南小串 1 - 1 - 1		

学 歴

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業

平成〇〇年 4 月 〇日 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇〇〇課程博士前期課程 入学

平成〇〇年 3 月〇〇日 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇〇〇課程博士前期課程 修了

平成〇〇年 4 月 〇日 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇〇〇課程博士後期課程 入学

平成〇〇年 3 月〇〇日 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇〇〇課程博士後期課程 修了

免 許

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇免許取得（登録番号第〇〇〇〇〇〇号）

研究歴（ある場合）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 } 〇〇大学附属〇〇研究所〇〇 （〇〇分野等）

職歴

平成〇〇年〇〇月〇〇日 } 〇〇病院〇〇（職種等） （〇〇科）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 }

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇病院〇〇（職種等） （〇〇科）
現在に至る

記入方法

1. 氏名にはふりがなを付けること。
2. 生年月日は和暦（外国人留学生は西暦）で記入すること。
3. 本籍は都道府県のみ。（外国人留学生は、国籍のみ。）
4. 履歴書が 2 頁に渡るときは、2 頁目は外枠のみで結構です。

IV. 博士学位論文審査基準

- (1) 将来性があり、意義の大きい研究課題に取り組んだか。
- (2) 課題について、3年ないし4年間の研究期間に照らして十分有意な成果が得られたか。
- (3) 研究成果の全部又は一部が学術論文としてピア・レビュー制度を有する雑誌に掲載済または掲載予定であるか。
- (4) 論文が論理的かつ明解に記述されているか。
- (5) 学位論文発表会での口頭発表及び質疑に対する応答が論理的かつ明解に行われ、博士学位を授与するにふさわしい見識が備わっていると認められたか。

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の学位授与に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山口大学学位規則（昭和42年規則第27号。以下「学位規則」という。）第17条の規定に基づき、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程（以下「本課程」という。）における学位授与に関し必要な事項を定める。

(予備審査)

第2条 博士の学位を得ようとする者は、学位申請に先立ち、予備審査を受けなければならない。

(予備審査申請資格)

第3条 予備審査を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程及び博士後期課程の履修方法等に関する細則第2条に定める単位を修得した者又は学位を申請する日の属する学年末までにこれを修得する見込みの者。

(2) 山口大学大学院学則（昭和42年規則第26号）第22条第2項ただし書き（以下「優れた研究業績」という。）に該当する者。

(優れた研究業績)

第4条 優れた研究業績は、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻学位委員会（以下「保健学専攻学位委員会」という。）の議を経て、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻会議（以下「保健学専攻会議」という。）で認定するものとする。

2 保健学専攻会議は、優れた研究業績の認定審査の結果を所定の様式により本人に通知するものとする。

(予備審査の申請)

第5条 予備審査の申請は、申請しようとする者の特別研究を指導する教員（以下「指導教員」という。）の承認を得て、所定の期日までに学位論文等関係書類を添えて研究科長へ行うものとする。

(予備審査委員会)

第6条 保健学専攻会議は、予備審査委員会を設置し、予備審査を行わせるものとする。

2 予備審査委員会は、本課程の授業を担当する教授及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第1項第2号に掲げる資格を有する教授（以下「研究指導ができる教授」という。）のうちから選任された主査1名及び副査2名以上で構成する。ただし、主査については、研究指導ができる教授のうちから選任しなければならない。

3 前項において、2名を超えて副査を選出する場合は、学位規則第5条第3項に規定す

る教員等を加えることができる。

4 指導教員及び学位論文の関連論文の共著者は、主査に選任することができない。

5 予備審査委員会は、予備審査申請書類の審査及び教育的指導を行った後、学位申請の可否を決定する。

6 予備審査委員会の主査は、予備審査の結果を保健学専攻会議議長（以下「議長」という。）に報告しなければならない。

（予備審査の結果）

第7条 議長は、保健学専攻会議に予備審査の結果を報告するものとする。

（学位申請）

第8条 学位申請が許可された者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに学位論文等関係書類を添え学長に学位を申請するものとする。

（第1次審査）

第9条 保健学専攻会議は、予備審査結果の報告に基づき、学位審査の許可を投票により決定するものとする。

2 保健学専攻会議は、前項により学位審査の許可を決定したときは、直ちに学位審査委員会を設置するものとする。

（学位審査委員会）

第10条 学位審査委員会は、学位申請者の論文の審査及び試験を行うものとする。

2 学位審査委員会は、本課程の授業を担当する教授及び研究指導ができる教授のうちから選任された主査1名及び副査2名以上で構成する。ただし、主査については、研究指導ができる教授とする。

3 前項において、2名を超えて副査を選出する場合は、学位規則第5条第3項に規定する教員等を加えることができる。

4 指導教員及び学位論文の関連論文の共著者は、主査に選任されることができないものとする。

5 学位審査委員会は、学位論文の審査のため、学位論文発表会を開催しなければならない。

6 学位審査委員会は、論文の審査及び試験の結果について、所定の文書をもって保健学専攻学位委員会へ報告しなければならない。なお審査結果が不合格の場合は不合格の理由を含む審査結果内容を学位申請者に通知する。

（学位論文等の供覧）

第11条 学位審査委員会は学位審査の許可が決定されたときは、直ちに学位論文等を保健学専攻会議委員に供覧しなければならない。

(確認審査)

第12条 保健学専攻学位委員会は、学位審査委員会から報告のあった論文の審査及び試験の結果について、確認審査を行い、その結果を保健学専攻会議に報告するものとする。

(第2次審査(修了判定))

第13条 保健学専攻会議は、学位申請者に係る学位審査委員会の報告内容(論文の審査及び試験の可否)および回覧された論文の内容あるいは論文発表会の内容を踏まえ課程修了の可否を投票により決定するものとする。保健学専攻会議で修了が否となった場合、その理由を学位申請者に開示するため、否の理由について投票可能な投票箱を速やかに設置する。

(学位審査委員会の不合格判定に対する不服の申し立てについて)

第14条

学位審査委員会の審査結果に不服がある場合は、学位審査委員会の結果通知の翌日までにその意思(不服内容等含む)を学務課に書面(任意)をもって提出する。不服申し立てがあった場合、学位審査委員からの意見を聞いたうえで学位委員会にて審査を行い保健学専攻会議へその結果を報告する。

(再審査)

第15条

学位委員会から再審査が必要との結果報告があった場合、保健学専攻会議にて審議のうえ、再審査が必要と判定された場合には、1次審査(再審査の許可)及び再審査の学位審査委員会設置を審議し、以降は期間を定め通常の学位審査の手順と同様に進める。ただし、再審査の学位審査委員からは当初の学位審査委員は除くこととする。また、再審査結果に対する不服申し立てはできないものとする。

(学位授与)

第16条 前条において課程修了が認定された者には、修了式の日をもって学位を授与する。ただし、修了式が課程修了認定日の属する月(以下「認定日」という。)の翌月以降に行われる場合は、認定月の末日をもって学位を授与するものとする。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は保健学専攻会議が定める。

附 則

この細則は、平成19年9月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前の入学者の予備審査申請資格及び学位授与の取扱いは、改正後の山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の学位授与に関する細則第3条及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年9月4日から施行する。

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の学位授与に関する細則の申合せ

この申合せは、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の学位授与に関する細則（以下「細則」という。）第15条の規定に基づき、必要な事項について申し合わせる。

第1章 申請に関する事項

第1 予備審査申請期日について（細則第3条関係）

1 予備審査申請期日は次のとおりとする。

- (1) 原則として3年次の12月25日（9月修了者は5月25日）（同日が国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第58号）第6条に規定する休日の場合は、その直前の勤務日とする。以下、日程に関する規定において同じ。）までとする。
- (2) 細則第3条第1項第2号に該当する者の学位の申請の時期については、原則として2年次の12月1日から12月25日まで（9月修了者は、5月1日から5月25日まで）とする。

ただし、特別な事情がある場合は、指導教員の理由書を添えて申請し、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻学位委員会（以下「保健学専攻学位委員会」という。）の承認を得て、2年次の11月30日（9月修了者は、4月30日）以前に予備審査の申請をすることができるものとする。

第2 優れた研究業績について（細則第4条関係）

- (1) 優れた研究業績は、指導教員の推薦書を添え、申請するものとする。
- (2) 優れた研究業績の基準は、論文投稿時に公表されている最新の「J C R（Journal Citation Reports）」において、学位論文の関連論文が掲載された雑誌のインパクトファクターが2.0以上であるものとする。
- (3) 前号の確認は、保健学専攻学位委員会が行うものとする。

第3 予備審査申請の書類について（細則第5条関係）

1. 予備審査申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 細則第3条第1項第1号の申請の場合

ア 予備審査申請書（様式1号）	1部
イ 論文目録（様式2号）	5部
ウ 学位論文	5部
エ 学位論文の関連論文（学位論文の基になった論文をいう。以下同じ）	5部
オ 学位論文の要旨（様式3号）	5部

(2) 細則第3条第1項第2号の申請の場合、又は細則第3条第1項第1号の申請の場合で学位論文の関連論文について保健学専攻学位委員会の審査を要する場合

ア 予備審査申請書（様式1号）	1部
イ 論文目録（様式2号）	10部
ウ 学位論文	10部

エ 学位論文の関連論文	10部
オ 学位論文の要旨（様式3号）	10部

第4 学位申請期日について（細則第8条関係）

学位申請の最終期日は、毎年1月28日とする。（9月修了者は毎年6月27日）
当該日が土日ならびに祝日の場合は、直前の平日とする。

第5 学位申請の書類について（細則第8条関係）

1. 学位申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 学位申請書（様式4号）	1部
(2) 論文目録（様式2号）	5部
(3) 学位論文	5部
(4) 学位論文の関連論文	5部
(5) 学位論文の要旨（様式3号）	5部
(6) その他の論文	5部
(7) 履歴書（様式5号）	5部
(8) 承諾書（様式6号）	1部

第6 学位論文の関連論文について（申合せ第3及び第5関係）

学位論文の関連論文（学位論文の基になった論文）（以下、「関連論文」という。）は次の要件を満たすものとする。

- (1) 関連論文は、本学大学院医学系研究科から発表されたもので、入学時以降に投稿されたものでなければならない。申請者である著者の所属機関として本学大学院医学系研究科の名称が記載されていない場合は、本学において指導を受けた論文であることを証明しなければならない。
- (2) 関連論文の形式は、和文又は欧文とする。
- (3) 関連論文は、査読制度を有する雑誌に掲載又は掲載予定のものでなければならない。
- (4) 関連論文は、単著又は共著とする。ただし、共著の場合は筆頭著者でなければならない。なお、申請者が共同筆頭著者（イコールコントリビューター）の場合は、申請者を含め2名までとし、他の共同筆頭著者（イコールコントリビューター）から、当該論文を学位論文の関連論文（または学位論文や学位を申請することにおいて筆頭著者を求められる関連書類）として使用しない、および過去においても使用していない旨の申立書を予備審査申請書に添付するものとする。
- (5) 和文の関連論文は、単著又は3名以内の共著でなければならない。また、看護学領域においては別に定める学術誌に、生体情報検査学領域においては、日本学術会議に協力学術研究団体登録されている団体の学会誌に、それぞれ公表されたものでなければならない。
- (6) 欧文の関連論文は、単著又は共著とし、共著者数には制限を設けない。ただし、著者数が10名を越える場合には、指導教員の理由書を予備審査申請書に添付するものとする。また、「PubMed」に掲載されている学術誌若しくは、The Bulletin of the Yamaguchi Medical Schoolに公表されたものでなければならない。

- (7) 関連論文がショートコミュニケーションの場合は、「インパクトファクター」ランキングにある雑誌に公表された論文でなければならない。ただし、やむを得ず関連論文として申請する場合は、予備審査申請前に保健学専攻学位委員会の承認を得なければならない。
- (8) ケースレポート（症例報告）、リサーチレター及び実践報告は、原則として関連論文とすることができない。ただし、やむを得ず関連論文として申請する場合は、予備審査申請前に保健学専攻学位委員会の承認を得なければならない。
- (9) 関連論文が印刷公表されている場合は、別刷りの代わりに掲載雑誌をコピーし製本したものでも可とするが、原則として両面コピーとし、カラーで印刷されたものは、カラーコピーとしなければならない。
- (10) 関連論文がインターネット上で公表され、別刷が無い場合は、別刷に準じて論文を作成しなければならない。
- (11) 関連論文が掲載予定（インターネット上で掲載公表する場合も含む）の場合は、掲載予定であることを証明するもの（論文受理証明書、論文が受理された旨の電子メール等）を1部添付するものとする。また、論文は前(9)号に準じて作成するものとする。

第7 学位論文について（申合せ第3，第5関係）

1. 学位論文は、次の内容から構成されたものとする。

- (1) 要旨
- (2) 研究の背景
- (3) 目的
- (4) 方法
- (5) 結果
- (6) 考察
- (7) 結語
- (8) 文献

2. 学位論文は、原則、和文で作成し、山口医学の様式に従う。

ただし、日本語を母語としない外国人留学生は、英語で作成することができるが、その場合The Bulletin of the Yamaguchi Medical Schoolの様式に従う。

第8 その他の論文について（申合せ第5関係）

- (1) その他の論文は、学位論文及び関連論文以外の論文をいい、大学又は大学院在籍中あるいは大学卒業後に作成したものとする。
- (2) 論文目録には全編掲載しなければならないが、提出論文は代表的なもの5編以内（うち1編は筆頭著者であること。）とする。
- (3) 共著論文の場合、論文目録には、著者全員の氏名を論文に掲載されている順に記載しなければならない。
- (4) 掲載予定（インターネット上で掲載公表する場合も含む）の論文については、掲載予定であることを証明するもの（論文受理証明書、受理された旨の電子メール等）を1部添付するとともに、別刷は関連論文に準じて作成しなければならない。

- (5) 印刷公表されている論文の場合は、別刷りの代わりに掲載雑誌をコピーし製本したものでも可とするが、原則として両面コピーとし、カラーで印刷されたものは、カラーコピーとしなければならない。

第9 関連論文の共著者にかかる承諾書の取り扱いについて

(申合せ第5及び第6関係)

- (1) 共著者が死亡している場合は、死亡していることを第3者が証明した書類を添付しなければならない。
- (2) 共著者が所在不明で、承諾を得ることが困難な場合は、承諾書に代わる書類(理由・経緯を記載したもの)を指導教員が提出しなければならない。

第2章 審査に関する事項

第10 優れた研究業績について(細則第4条関係)

- (1) 優れた研究業績の認定は、保健学専攻学位委員会の議を経て、保健学専攻会議の1次審査前に、保健学専攻会議でその可否を決定するものとする。
- (2) 優れた研究業績の認定のため、事前に保健学専攻会議の全構成員(ただし、事務部長は除く。)に「学位論文の要旨」及び参考資料を配付するものとする。

第11 予備審査委員会について(細則第6条関係)

- (1) 予備審査委員会の主査、副査は、指導教員が別に定める様式により、推薦するものとする。
- (2) 予備審査委員会は、学位論文の内容並びに優れた研究業績による申請(申合せ第7第2項)等に関する教育的指導を行うものとする。
- (3) 予備審査委員会の委員長は、主査が行うものとする。
- (4) 予備審査委員会の審査結果は、様式7号により主査が保健学専攻会議議長に報告するものとする。

第12 第1次審査について(細則第9条関係)

保健学専攻会議議長は、第1次審査において、予備審査の報告及び学位審査の許可を諮るものとする。

第13 学位論文等の供覧について(細則第11条関係)

審査に供するために供覧する学位論文等は、論文目録、学位論文、学位論文の関連論文、学位論文の要旨、履歴書及びその他の論文とする。

第14 学位審査委員会について(細則第10条関係)

- (1) 学位審査委員会は、学位論文発表会を開催し、申請者による学位論文の概要発表を概ね15分、質疑応答を概ね25分程度で行うものとする。
- (2) 学位審査委員会は、論文の審査及び論文を中心としてこれに関連ある授業科目について口答又は筆答による最終試験を行う。
- (3) 学位審査委員会は、論文の審査及び試験を、学位申請の受理後、1年以内に終

えるものとする。

- (4) 学位審査委員会は、学位審査会及び前号の結果の評価を次の4段階で行うものとする。

ア 合格

イ 質疑応答での問題点についてレポートを提出し、主査・副査の承認を得ることを条件に合格

ウ 学位論文を修正すれば、1年以内に再度予備審査の申請をすることができる。

エ 不合格

- (5) 前号ウに基づく再度の予備審査委員会委員は、同一の主査・副査が担当するものとする。

- (6) 学位審査委員会は、学位審査の結果の報告を、次の各様式により行うものとする。

- ① (4)のア及びイ

「学位論文審査の結果の要旨」(様式8号)

「最終試験の結果の要旨」(様式9号)

- ② (4)のウ及びエ

「最終試験の結果の要旨」(様式9号)

第15 第2次審査について(細則第13条関係)

- (1) 第2次審査は、原則として第1次審査の1ヶ月後に行うものとする。
- (2) 細則第3条第1項に該当する申請者の第2次審査は、当該年次の3月に終了するものとする。

第16 その他

この申合せにより難い事項は、保健学専攻学位委員会の議を経て、保健学専攻会議が決定する。

附 記

(略)

附 記

この申合わせは令和6年2月7日から施行する。

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻の学位論文発表会の開催に関する取扱い

この取扱いは、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の学位授与に関する細則及び山口大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位授与に関する細則に規定する学位論文発表会（以下「論文発表会」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 論文発表会の企画・立案等は、保健学科教務委員会が行い、保健学専攻の議を経て実施するものとする。

第2 論文発表会で発表する内容が、特許出願を予定している場合又は特許出願の可否を検討している場合（以下「特許に関連する場合」という。）は、この取扱いにより必要な措置を講ずるものとする。

（用語）

第3 この取扱いにおける用語は、次のとおりとする。

- (1) 発表者とは、学位申請者で、発表会で発表する者をいう。
- (2) 主催者とは、発表会を開催する責任者をいう。
- (3) 参加者とは、発表会に参加するすべての者をいう。

（発表者）

第4 発表者は、特許に関連する場合には、論文発表会開催前に主催者にその旨書面により通知し、必要な措置を求めなければならない。

（主催者）

第5 主催者は、第4により発表者から求められた場合は、発表内容について、特許法第29条第1項の規定に該当するに至らないよう必要な措置を講じなければならない。

2 前本文により求めがあった場合は、発表会に代えて、主査、副査及び発表者だけによる個別の論文審査を行うことができるものとする。

3 主催者は、前第1項及び第2項の措置を講じた場合、発表会後の特許出願について責任を負わないものとする。

（参加者の守秘義務）

第6 特許に関連する場合には、参加者は発表会で発表される内容について、守秘義務に同意し、主催者が指定する書面に署名しなければならない。

（参加者の資格）

第7 参加者は、次の者に限定する。

- (1) 学位審査委員
- (2) 学位審査を受ける者
- (3) 学位審査を受ける者の所属する講座の教員
- (4) 学位審査を受ける者の所属する講座の大学院生
- (5) 学位審査を受ける者を研究指導した者

(参加者への事前通知)

第8 主催者は、発表会の開催案内において、参加者の入場制限及び守秘義務について周知しなければならない。

(発表会場)

第9 発表会場は、参加者以外の者の任意の入退室制限及び審査内容の漏洩防止が可能な場所を設定しなければならない。

(発表会で使用する資料)

第10 主催者は、審査会のために発表者が作成した資料を参加者に配布しようとする場合は、発表会を行う場所、時間内において配布し、退室時に当該資料を回収する措置を取らなければならない。

(持ち込み物品の制限)

第11 参加者は、録音装置、映像撮影装置等の持ち込み及び記録を行ってはならない。

(その他)

第12 その他、この取扱いに定めのない事項については、主催者の指示に従うものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

(様式1号)

(甲)

令和	年	月	日
指導教員 承認印			

山 口 大 学 大 学 院
医 学 系 研 究 科 長 殿

入学年度	平成・令和	年度
専攻名		専攻
氏名		印

予 備 審 査 申 請 書

山口大学大学院医学系研究科修了の認定を受けるため、下記のとおり関係書類を添え、学位の予備審査を申請いたします。

記

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 論文目録 | 5 部 (又は 10 部) |
| 2. 学位論文 | 5 部 |
| 3. 学位論文の関連論文 | 5 部 (又は 10 部) |
| 4. 学位論文の要旨 | 5 部 (又は 10 部) |

(様式2号)

論文目録

山口大学

報告番号	甲 第 号	氏 名	
学位論文			
学位論文の関連論文			
その他の論文			

作成要領

1. 学位論文は、題名のみ記載すること。
2. 学位論文の関連論文は、題名、括弧書きで和訳、共著の場合、全員を記載する。更に、掲載誌名、巻、号、頁、発行年月を記載する。
3. その他の論文は、前記2の作成要領に準じ、古い論文順にすべて掲載する。

(様式3号)

学 位 論 文 の 要 旨

氏名

〔題名〕

〔要旨〕

作成要領

1. 要旨は、800字以内で、1枚でまとめること。
2. 題名が欧文の場合は、和訳を（ ）書きで記載すること。

(様式4号)

(甲)

令和 年 月 日

指導教員
承認印

山 口 大 学 長 殿

入学年度 平成・令和 年度
専攻名 専攻
氏名 ㊟
(氏名の英文表記:)

学 位 申 請 書

山口大学学位規則に基づき、山口大学大学院医学系研究科修了の認定を受けるため、下記のとおり関係書類を添え、学位の審査を申請いたします。

記

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 論文目録 | 5 部 |
| 2. 学位論文 | 5 部 |
| 3. 学位論文の関連論文 | 5 部 |
| 4. 学位論文の要旨 | 5 部 |
| 5. その他の論文 | 5 部 |
| 6. 履歴書 | 5 部 |
| 7. 承諾書 | 1 部 |

(様式 5 号)

履 歴 書

報告番号	甲 第 号		
氏 名	㊟	性別	
生年月日			
本 籍			
現 住 所			
学 歴			
免 許			
研究歴			
職 歴			

記入方法

1. 氏名には、ふりがなを付ける。
2. 生年月日は、和暦（留学生は西暦）で記入する。
3. 本籍は、都道府県名のみ（外国人留学生は、国籍のみ）

(様式6号)

承 諾 書

令和 年 月 日

山口大学長 殿

論文提出者氏名



共著者氏名

論文題目

掲載雑誌名

巻・号・頁・年

上記の論文を、 氏が山口大学博士（保健学）の学位申請の学位論文の関連論文として提出することを承諾します。

(注) 共著者は、署名（自署）して下さい。

共著者個人の承諾書（英文も可）がある場合は、署名に代えることができます。

令和 年 月 日

保 健 学 専 攻 会 議 議 長 殿

指 導 教 員



学 位 審 査 委 員 の 推 薦 に つ い て

下記のとおり、学位審査委員を推薦します。

記

平成・令和 年度入学 _____ 専攻

申請者氏名 _____

審査委員 主査 _____

副査 _____

副査 _____

学位論文公開についての同意書(博士)

山口大学大学院医学系研究科長 殿

私が執筆した学位論文を公開することについて同意します。

年 月 日

研究科・専攻・ コース	医学系研究科										
学籍番号			-					-			☐ 乙種のため学籍番号なし
氏名											
住所 ※卒業後の連絡先 をご記入ください。	〒										
Tel.											
E-Mail											
論文名											

データベースにおける学位論文の電子的公開と複製について

データベースでは、論文題目、要旨および本文を、広くインターネットに公開します。
公開された論文は、複製(ファイルの複製、印刷による複製等)をすることができます。

【個人情報の取扱について】 ご記入いただいた個人情報(学籍番号、連絡先)は、山口大学における博士
学位論文管理業務にのみ使用し、第三者に公開されることはありません。

提出先 : 山口大学医学部学務課
大学院教務係
住 所 : 〒755-8505
宇部市南小串1-1-1
E-mail : me233@yamaguchi-u.ac.jp

共同筆頭著者に関する申立書

(学位論文の関連論文)

※ (または学位論文の参考論文とする雑誌)

論文題名

掲載雑誌名・掲載年月・号, ページ等

(学位申請者氏名)氏が学位申請をおこなった, 学位論文申請に必要な上記(関連・参考)論文に関して, 私が上記論文を「学位論文または, 学位審査申請に必要なとなる筆頭著者であることを求められる論文」として, 過去にも使用しておらず, 今後とも使用しないことについて申し立てします。

令和 年 月 日

所属

氏名

(自署)

印